

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
1	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 計画の目的・方針等</p> <p>第 1 計画の目的 (略) この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。</p> <p>第 2 計画の性格 本計画は、あま市地域防災計画の「風水害等災害対策計画編」として、風水害等災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおける基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。 また、この計画の実施に際しては、海部東部消防組合の「消防計画」、海部地区水防事務組合の「水防計画」、「あま市総合計画」及び「愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震災害対策計画及び原子力災害対策計画）」とも十分な調整を図るものとし、計画の内容は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行う。 また、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときは本計画に修正を加え、逐次完備を図っていくものとする。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 計画の目的・方針等</p> <p>第 1 計画の目的 (略) (削除)</p> <p>第 2 計画の性格</p> <p>1 地域防災計画－風水害等災害対策計画 (1) 本計画は、あま市地域防災計画の「風水害等災害対策計画編」として、風水害等災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおける基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。 (2) この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。 (3) 市防災会議は、毎年、市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。</p> <p>2 他の計画との関係 (1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年法律第 95 号)に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ策定された愛知県地域強靱化計画を指針とするものとする。 (2) この計画の実施に際しては、海部東部消防組合の「消防計画」、海部地区水防事務組合の「水防計画」、「あま市総合計画」及び「愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地</p>	<p>県計画との整合 表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>第 4 災害の想定</p> <p>この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。</p> <p>(追加)</p> <p>この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 台風による災害 2 集中豪雨等異常気象による災害 3 大規模な火災 4 危険物の爆発等による災害 5 可燃性ガスの拡散 6 有毒性ガスの拡散 7 航空機事故による災害 8 その他の特殊災害 <p>(追加)</p>	<p>震災対策計画及び原子力災害対策計画)』とも十分な調整を図るものとする。</p> <p>第 4 災害の想定</p> <p>この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。</p> <p>(1) 想定した主な災害</p> <p>この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 台風による災害 イ 集中豪雨等異常気象による災害 ウ 大規模な火災 エ 危険物の爆発等による災害 オ 可燃性ガスの拡散 カ 有毒性ガスの拡散 キ 航空機事故による災害 ク その他の特殊災害 <p>(2) 水防対策において参考とする浸水想定</p> <p>台風や集中豪雨等による洪水による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第 14 条に基づき指定された浸水想定区域を参考とする。</p>	<p>県計画との整合</p>
3	<p>第 1 防災の基本理念</p> <p>近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などにより、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。</p>	<p>第 1 防災の基本理念</p> <p>近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などにより、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害が<u>できる限り</u>少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。</p>	<p>表記の整理</p>
5	<p>第 3 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 津島警察署</p>	<p>第 3 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 津島警察署</p>	<p>表記の整理</p>
6	<p>3 津島警察署</p>	<p>3 津島警察署</p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>(3) <u>津波に関する予警報の伝達を行う。</u></p> <p>(4) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。</p> <p>(5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。</p> <p>(6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。</p> <p>(7) 人命救助を行う。</p> <p>(8) 行方不明者の捜索及び<u>死体</u>の検視を行う。</p> <p>(9) 災害時における交通秩序の保持を行う。</p> <p>(10) 警察広報を行う。</p> <p>(11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。</p> <p>(12) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。</p> <p>(13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止、制限する。</p> <p>(14) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(3) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。</p> <p>(4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。</p> <p>(5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。</p> <p>(6) 人命救助を行う。</p> <p>(7) 行方不明者の捜索及び<u>遺体</u>の検視を行う。</p> <p>(8) 災害時における交通秩序の保持を行う。</p> <p>(9) 警察広報を行う。</p> <p>(10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。</p> <p>(11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。</p> <p>(12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止、制限する。</p> <p>(13) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。</p>	
7	6 指定地方行政機関	6 指定地方行政機関	
8	(2) 中部地方整備局	(2) 中部地方整備局	
	<p>ア 災害予防</p> <p>(イ) 木曾川・庄内川等に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方气象台・岐阜地方气象台と共同して洪水予報〔(木曾川・庄内川等) <u>はん濫</u>注意情報、<u>はん濫</u>警戒情報、<u>はん濫</u>危険情報、<u>はん濫</u>発生情報〕を公表し、関係機関に連絡する。</p> <p>(オ) 防災訓練は、<u>簡易画像伝送システム</u>等による被災調査報告等の機動力を生かした実践的な方法をもって実施する。</p>	<p>ア 災害予防</p> <p>(イ) 木曾川・庄内川等に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方气象台・岐阜地方气象台と共同して洪水予報〔(木曾川・庄内川等) <u>氾濫</u>注意情報、<u>氾濫</u>警戒情報、<u>氾濫</u>危険情報、<u>氾濫</u>発生情報〕を公表し、関係機関に連絡する。</p> <p>(オ) 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。</p>	
	(3) 東海農政局	(3) 東海農政局	
	コ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の <u>卸売り</u> 業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。	コ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の <u>卸売</u> 業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。	
9	(4) 中部経済産業局	(4) 中部経済産業局	
	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達並びに <u>災害原因調査</u> を行う。(略)	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。(略)	
	(7) 東海財務局	(7) 東海財務局	表記の整理
	ア 災害復旧事業費の査定立会に際して、災害復旧事業の公平	ア 災害復旧事業費の査定立会に際して、災害復旧事業の公平	

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
12	<p>かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る上から <u>できるだけ早期に災害復旧事業が実施できるようにする。</u></p> <p>8 指定公共機関</p> <p>(1) 日本郵便株式会社 (追加)</p> <p>エ (略) (追加)</p> <p>(3) 株式会社NTTドコモ (4) KDDI株式会社 (追加)</p> <p>(5) 日本赤十字社愛知県支部 イ 医療、助産、<u>死体</u>の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>(6) 中部電力株式会社 (7) 東邦瓦斯株式会社 (8) 日本放送協会名古屋放送局 (9) 中日本高速道路株式会社</p>	<p>かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る上から <u>できる限り早期に災害復旧事業が実施できるようにする。</u></p> <p>8 指定公共機関</p> <p>(1) 日本郵便株式会社 エ <u>被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。</u> オ (略)</p> <p>(3) <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> ア <u>災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> イ <u>災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</u> ウ <u>発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</u> エ <u>災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> オ <u>電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</u></p> <p>(4) 株式会社NTTドコモ (5) KDDI株式会社 (6) <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u> ア <u>災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。</u> イ <u>災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</u> ウ <u>災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p> <p>(7) 日本赤十字社愛知県支部 イ 医療、助産、<u>遺体</u>の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>(8) 中部電力株式会社 (9) 東邦瓦斯株式会社 (10) 日本放送協会名古屋放送局 (11) 中日本高速道路株式会社</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
15	<p>(10) 日本通運株式会社 <u>災害応急活動のため、各機関からの車両借上げ要請に対して、配車を実施する。</u></p> <p>(11) 独立行政法人国立病院機構</p> <p>第 4 節 災害の想定 第 2 あま市の概要 2 社会的条件 (1) 人口及び世帯数 本市の人口は、昭和40年代、50年代に急激に増加したが、昭和60年代から平成にかけては増加のスピードが低下している。平成27年1月1日現在の人口は88,355人で、このうち65歳以上の人口は21,789人となっており、総人口の24.7パーセントを占めている。この比率は、全国平均よりは低いものの、今後も老年人口の増加が予想され、本市においても高齢化現象の傾向が認められる。世帯数は、平成27年1月1日現在34,879世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は2.53人となっており、核家族化の進行がうかがわれる。</p>	<p>(12) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社 <u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。</u></p> <p>(13) 独立行政法人国立病院機構 (14) 独立行政法人地域医療機能推進機構 <u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。</u></p> <p>第 4 節 災害の想定 第 2 あま市の概要 2 社会的条件 (1) 人口及び世帯数 本市の人口は、昭和40年代、50年代に急激に増加したが、昭和60年代から平成にかけては増加のスピードが低下している。平成28年1月1日現在の人口は88,514人で、このうち65歳以上の人口は22,355人となっており、総人口の25.3パーセントを占めている。この比率は、全国平均よりは低いものの、今後も老年人口の増加が予想され、本市においても高齢化現象の傾向が認められる。世帯数は、平成28年1月1日現在35,322世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は2.51人となっており、核家族化の進行がうかがわれる。</p>	データの更新
18 23	<p>第 2 章 災害予防計画 第 4 節 河川防災対策計画 第 4 河川情報の収集、活用 <u>水害による被害を最小限にくい止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ確かな避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。市は、このシステムを活用し、洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難の確保、水災による被害の防止、軽減、市の迅速的な避難態勢の確保を図るものとする。</u> また、県が提供する想定浸水情報を活用した洪水ハザードマップの</p>	<p>第 2 章 災害予防計画 第 4 節 河川防災対策計画 第 4 河川情報の収集、活用 <u>中部地方整備局及び県は、水防法に基づき浸水想定区域を指定するとともに、浸水想定等の情報を提供することにより、市のハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。また、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ確かな避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。市は、このシステム及びハザードマップを活用し、洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難の確保、水災による被害の防止、軽減、市の迅速的な避難態勢の確保を図るものとする。</u></p>	県計画との整合

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p><u>活用を図る。</u> (追加)</p>	<p>第 6 浸水想定区域の指定のあったときの市における措置</p> <p><u>(1) 市地域防災計画に定める事項</u> 市防災会議は、浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 <u>ア 洪水予報等の伝達方法</u> <u>イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> <u>ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u> <u>(ア) 要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</u> <u>(イ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</u> <u>(ウ) (イ)を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法</u></p> <p><u>(2) 防災マップ等の配布</u> 市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第 7 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めるものとする。 <u>1 計画の策定</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
		<p><u>図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</u></p> <p><u>2 訓練の実施</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p><u>3 自衛水防組織の設置</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p>第 8 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 <u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>1 計画の策定</u> 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p><u>2 訓練の実施</u> 大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p><u>3 自衛水防組織の設置 (努力義務)</u> 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p>	<p>対策の追加 (水防法改正)</p>
25	<p>第 6 節 都市の防災化計画</p> <p>第 4 建築物の不燃化の促進 (2) 建築物の不燃対策 市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災が<u>できるだけ</u>拡大しないような措置をとるものとする。</p>	<p>第 6 節 都市の防災化計画</p> <p>第 4 建築物の不燃化の促進 (2) 建築物の不燃対策 市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災が<u>できる限り</u>拡大しないような措置をとるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
27	<p>第 7 節 都市排水対策計画</p> <p>第 3 排水施設の整備等 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の<u>新設又は改修</u>を行い、予想される被害を未然に防止する。</p>	<p>第 7 節 都市排水対策計画</p> <p>第 3 排水施設の整備等 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の改修を行い、予想される被害を未然に防止する。</p>	<p>県計画との整合</p>
32	<p>第 1 1 節 交通施設対策計画</p> <p>第 2 道路施設 2 道路の整備 市は、指定した市緊急輸送道路を優先して拡幅等の必要な整備を図</p>	<p>第 1 1 節 交通施設対策計画</p> <p>第 2 道路施設 2 道路の整備 市は、指定した市緊急輸送道路を優先して拡幅等の必要な整備を図</p>	<p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>る。一般県道の未改良部分等については、海部建設事務所に早期整備を要求する。</p> <p>交通渋滞を解消するため、庄内川、新川に新しい橋の設置を関係機関に働きかける。</p> <p>また、浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、<u>転落防止の安全性の向上を図るとともに、占有者に対して必要な措置の実施を要求する。</u></p>	<p>る。一般県道の未改良部分等については、海部建設事務所に早期整備を要求する。</p> <p>交通渋滞を解消するため、庄内川、新川に新しい橋の設置を関係機関に働きかける。</p> <p>また、浸水時の<u>転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、必要な対策を指導し、安全性の向上を図るとともに、占有者に対して必要な措置の実施を要求する。</u></p>	
33	<p>第 1 2 節 ライフライン施設対策計画</p>	<p>第 1 2 節 ライフライン施設対策計画</p>	<p>県計画との整合</p>
	<p>第 2 電力</p>	<p>第 2 電力施設</p>	
35	<p>第 5 水道</p>	<p>第 5 上水道</p>	
42	<p>第 1 8 節 要配慮者の安全確保対策計画</p>	<p>第 1 8 節 要配慮者の安全確保対策計画</p>	<p>県計画との整合</p>
	<p>第 1 方針</p> <p>災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>市は、<u>大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。</u>また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p>第 3 在宅の要配慮者対策</p> <p>1 緊急通報システム等の整備</p> <p>市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」（平成 22 年告示第 63 号）に基づき、在宅のひとり暮らし<u>老人</u>及び身体障がい者等を対象に緊急通報用機器等を貸与している。今後とも要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</p>	<p>第 1 方針</p> <p>災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>市は、公共交通機関の運行状況によっては「<u>むやみに移動（帰宅）を開始しない</u>」という基本原則を積極的に広報することにより、<u>帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努めるものとする。</u>また、<u>一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</u></p> <p>第 3 要配慮者対策</p> <p>1 緊急通報システム等の整備</p> <p>市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」（平成 22 年告示第 63 号）に基づき、在宅のひとり暮らし<u>高齢者</u>及び身体障がい者等を対象に緊急通報用機器等を貸与している。<u>また、市は、今後とも要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、複数の情報伝達手段を活用し、自主防災組織や民生委員・児童委員を中心に地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</u></p>	
43	<p>3 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市は、要配慮者が自らの対応を高めるため、個々の要配慮者の態様</p>	<p>3 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市は、要配慮者が自らの対応を高めるため、個々の要配慮者の態様</p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p>第4 避難行動要支援者対策</p> <p>1 市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p> <p>2 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(1) 要配慮者の把握</p> <p>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成するものとする。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</p> <p>名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有するものとする。</p> <p>(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておくものとする。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底</p>	<p>に合わせた防災教育や防災訓練の充実を図るものとする。</p> <p>第4 避難行動要支援者対策</p> <p>1 市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるように努めるものとする。</p> <p>また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などの避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</p> <p>2 避難支援等関係者となる者</p> <p>(1) 避難行動要支援者による事前合意の下に名簿情報の提供を受けて避難支援計画の策定等の支援活動を行う者</p> <p>ア 自主防災組織 イ 民生委員・児童委員 ウ 社会福祉協議会</p> <p>(2) 災害発生時に名簿情報の提供を受けて安否確認や避難誘導等の避難支援を行う者</p> <p>上記アに加え、消防機関、警察その他公的機関から派遣されて救助活動を行う者</p> <p>3 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲</p> <p>(1) 在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の要介護認定3～5を受けている者</p> <p>(2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓、ぼうこう、直腸機能障がいのみで該当する者は除く。）</p> <p>(3) 療育手帳Aを所持する者</p> <p>(4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者</p> <p>(5) 市の生活支援を受けている難病患者</p> <p>(6) 上記以外で支援の必要があり、登録を希望する者</p> <p>4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>(1) 市内部での情報の集約</p> <p>市は、避難行動要支援者の名簿を作成するために必要な範囲で、市内部の個人情報を共有して名簿台帳を作成する。</p> <p>(2) 県からの情報の取得</p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p><u>や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めるものとする。</u></p> <p><u>また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うものとする。</u></p>	<p><u>避難行動要支援者となる難病患者の情報については、県と調整の上、これを取得するものとする。</u></p> <p>5 <u>名簿の更新に関する事項</u></p> <p>(1) <u>避難行動要支援者となる者についての名簿情報については、毎年これを更新し、名簿の記載内容が避難行動要支援者の現状と一致するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>市長は、名簿台帳に記載された事項に変更が生じたことを直接又は自主防災組織や民生委員・児童委員の報告があったときは、名簿台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。</u></p> <p>(3) <u>名簿台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員・児童委員を通じて市長に報告するよう、市は避難行動要支援者又は避難支援等関係者に指導する。</u></p> <p>6 <u>名簿情報漏えい防止のための措置</u></p> <p>(1) <u>名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置</u></p> <p>ア <u>名簿の提供を受けた者は、支援以外の目的で名簿台帳を活用してはならない。</u></p> <p>イ <u>名簿の提供を受けた者は、名簿台帳に記載された個人情報及び支援上に知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。</u></p> <p>ウ <u>名簿の提供を受けた者は、名簿台帳を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。</u></p> <p>エ <u>名簿の提供を受けた者が名簿台帳を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置</u></p> <p>ア <u>市は、避難支援等関係者に名簿台帳を提供する際に、名簿の提供を受けた者は法律上の守秘義務を負うことや個人情報の適切な保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿台帳の管理について適宜指導を行う。</u></p> <p>イ <u>市が避難支援等関係者に名簿を提供する際は、提供を受け</u></p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
46	<p>第 5 外国人等に対する防災対策</p> <p>1 避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>(追加)</p> <p>附属資料 ○ 要配慮者関連施設一覧</p> <p>第 20 節 避難対策計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市長は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、<u>避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努めるものとする。</u></p> <p>災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>る避難支援等関係者の支援活動に必要な範囲の名簿情報のみを提供する。</u></p> <p><u>ウ 災害時に緊急的に外部提供した名簿情報については、支援活動後にその情報の返還を求めるものとする。</u></p> <p>7 避難支援等関係者の安全確保</p> <p><u>避難行動要支援者の個別支援計画を策定するに当たっては、避難支援等関係者が自身や家族の安全を確保する必要性があることも踏まえて計画を策定するものとする。</u></p> <p>第 5 外国人等に対する防災対策</p> <p>1 <u>避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</u></p> <p>5 <u>災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。</u></p> <p>附属資料 ○ 要配慮者利用施設一覧</p> <p>第 20 節 避難対策計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市長は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、<u>災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。なお、避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図り、災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</u></p> <p>災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p><u>市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確</u></p>	<p>対策の整理</p> <p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
47	<p>第 3 避難所として適切な施設 避難所として適切な施設は公立学校、公民館等であるが、適切な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認しておくものとする。</p> <p>第 4 避難所における必要面積の確保 ※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、<u>収容配置上の工夫を行う。</u>また、<u>避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p> <p>第 7 避難所の運営体制の整備 市は、平成 25 年度に作成した「市避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものと</p>	<p><u>にしたマニュアルを作成するものとする。</u> ア <u>豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること</u> イ <u>収集できる情報として次の情報を踏まえること</u> (ア) <u>気象予警報及び気象情報</u> (イ) <u>河川の水位情報、指定河川洪水予報</u> ウ <u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)を参考にすること。</u> エ <u>区域の設定に当たっては、河川氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)を踏まえること</u> オ <u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u> (2) <u>判断基準の設定に係る助言</u> <u>判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(河川所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</u> (3) <u>判断のための助言を求めるための事前準備</u> <u>市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u></p> <p>第 3 避難所として適切な施設 避難所として適切な施設は公立学校、公民館等であるが、適切な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な<u>避難用テント等の</u>資機材の調達可能数を把握確認しておくものとする。</p> <p>第 4 避難所における必要面積の確保 ※介護が必要な要配慮者の状況に応じて<u>必要な規模の確保に努める。</u></p> <p>第 7 避難所の運営体制の整備 市は、平成 27 年度に作成した「<u>あま市避難所運営マニュアル</u>」などを活用し、各地域の実情を踏まえ、<u>避難所ごとに</u>運営体制の整備を</p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
48	<p>する。 (追加)</p> <p>第 2 1 節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>第 1 公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、<u>県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</u></p> <p>第 2 <u>県、当該市及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</u></p>	<p>図るものとする。</p> <p>第 9 情報伝達体制の整備</p> <p><u>市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</u></p> <p><u>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。</u></p> <p>第 2 1 節 帰宅困難者対策計画</p> <p>第 1 <u>市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。</u></p> <p>1 <u>帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報</u></p> <p><u>「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。</u></p> <p>2 <u>事業者による物資の備蓄等の促進企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に滞在させておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</u></p> <p>第 2 <u>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
49 50	<p>第 2 2 節 生活必需物資の確保対策計画</p> <p>第 4 家庭内備蓄の推進</p> <p><u>災害発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想されるので、住民に対して広報紙等を通じて 3 日分程度の飲料水、食糧その他の生活物資の家庭内備蓄を推進するよう啓発する。</u></p>	<p>第 2 2 節 生活必需物資の確保対策計画</p> <p>第 4 家庭内備蓄の推進</p> <p><u>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、3 日以上(可能な限り 1 週間分程度)の家庭内備蓄を推進する。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
51	<p>第 2 3 節 防災訓練及び防災思想の普及計画</p>	<p>第 2 3 節 防災訓練及び防災思想の普及計画</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
54	<p>第2 防災訓練の実施</p> <p>1 基礎訓練</p> <p>(3) 避難・救助訓練</p> <p>市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとする。</p> <p>また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、高層建築物等にあつては、<u>収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を実施するものとする。</u></p>	<p>第2 防災訓練の実施</p> <p>1 基礎訓練</p> <p>(3) 避難・救助訓練</p> <p>市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとする。</p> <p>また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、高層建築物等にあつては、<u>学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。</u></p>	表記の整理
55	<p>参考</p> <p>● 災害発生時の心得に関する事項</p> <p>② 外出や旅行は<u>できるだけ</u>見合わせる。</p>	<p>参考</p> <p>● 災害発生時の心得に関する事項</p> <p>② 外出や旅行は<u>できる限り</u>見合わせる。</p>	県計画との整合
56	<p>第2 4 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</p>	<p>第2 4 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</p>	県計画との整合
58	<p>第3 ボランティア</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修を<u>開催</u>する。(追加)</p>	<p>第3 ボランティア</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、<u>市はボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施</u>する。</p> <p><u>市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</u></p>	県計画との整合
62	<p>第2 5 節 応援体制の整備計画</p> <p>第2 実施内容</p> <p>3 防災活動拠点の整備</p> <p>県及び市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積</u>に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p>	<p>第2 5 節 応援体制の整備計画</p> <p>第2 実施内容</p> <p>3 防災活動拠点の整備</p> <p>県及び市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積</u>に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p>	県計画との整合
62	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画 (組織の動員配備計画)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画 (組織の動員配備計画)</p>	県計画との整合

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改 正 案	改正理由
	<p>第 2 災害対策本部</p> <p>1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準</p> <p>(ケ) 木曾川中流、下流はん濫警戒情報</p> <p>(コ) 日光川はん濫警戒情報</p> <p>(サ) 庄内川はん濫警戒情報</p> <p>(シ) 新川はん濫警戒情報</p> <p>2 組織、機構</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部は、本部長、副本部長並びに企画財政部、総務部、市民生活部、福祉部、建設産業部、教育部をもって構成し、市長を本部長とし、副本部長に副市長及び教育長をあてる。</p>	<p>第 2 災害対策本部</p> <p>1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準</p> <p>(ケ) 木曾川中流、下流氾濫警戒情報</p> <p>(コ) 日光川氾濫警戒情報</p> <p>(サ) 庄内川氾濫警戒情報</p> <p>(シ) 新川氾濫警戒情報</p> <p>2 組織、機構</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部は、本部長、副本部長並びに企画財政部、総務部、市民生活部、福祉部、建設産業部、<u>上下水道部</u>、教育部をもって構成し、市長を本部長とし、副本部長に副市長及び教育長をあてる。</p>	<p>組織変更</p>
68	<p>第 2 節 通信運用計画</p>	<p>第 2 節 通信運用計画</p>	
	<p>第 5 防災相互通信用無線局の活用</p> <p>平成26年3月末現在</p>	<p>第 5 防災相互通信用無線局の活用</p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p>
69	<p>第 6 電話・電報施設の優先利用</p> <p>1 一般電話及び電報</p> <p>(2) 非常扱いの通話</p> <p><u>天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、次に掲げる事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される。</u></p> <p><u>ア 気象、水象、地象又は地動の観測の報告、又は警報を内容とする通話であって、気象庁及び出先機関相互に行うもの</u></p> <p><u>イ 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報、又はその警戒、予防に関する通話であって、水防機関相互に行うもの</u></p> <p><u>ウ 災害の予防又は救援に関する通話であって、消防機関又は災害救助機関相互に行うもの</u></p> <p><u>エ 鉄道、その他の交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関する通話であって、輸送に直接関係ある機関相互に行うもの</u></p> <p><u>オ 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関する</u></p>	<p>第 6 電話・電報施設の優先利用</p> <p>1 一般電話及び電報</p> <p>(削除)</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改 正 案	改正理由
72 第 8 放送の依頼	<p><u>る通話であって、通信の確保に直接関係ある機関相互に行うもの</u></p> <p><u>カ 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関する通話であって、電力の供給に直接関係がある機関相互に行うもの</u></p> <p><u>キ 秩序の維持に関する通話であって、警察機関相互に行うもの</u></p> <p><u>ク 災害が発生し、又は発生することを知られた者が、その災害の予防、救援に関して直接関係ある機関（消防機関、水防機関、警察機関、災害救助機関、鉄道機関。以下同じ。）に対し行うもの</u></p> <p>※ 申し込みに当たっては、あらかじめ前記（1）により西日本電信電話株式会社名古屋支店に登録した「災害時優先電話」から市外局番なしの「102 番」にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる。</p> <p><u>(3) 緊急扱いの通話</u></p> <p><u>緊急扱いの通話は、次に掲げる内容の通話については、一般通話よりも優先して接続される。</u></p> <p><u>ア 火災、集団的疾患、交通機関の重大な事故、その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、その事実を知った者が、その予防、救援、復旧等に直接関係ある機関との間又はこれらの機関相互に行うもの</u></p> <p><u>イ 天災事変その他の災害に際し、新聞社、通信社又は放送事業者の相互間で行う通話であって、その災害状況を報道するもの</u></p> <p>※ 申し込みに当たっては、あらかじめ前記（1）により西日本電信電話株式会社名古屋支店に登録した「災害時優先電話」から市外局番なしの「102 番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、この場合、市長は、知事を通じて依頼する。</p>	<p>市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、<u>あらかじめ協議して定めた手続により</u>放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、この場合、市長は、知事を通じて依頼する。</p> <p><u>なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。</u></p>	
73	<p>第3節 情報の収集・伝達計画</p>	<p>第3節 災害情報の収集・伝達計画</p>	<p>県計画との整合</p>
	<p>第2 災害情報等の収集及び伝達</p>	<p>第2 災害情報等の収集及び伝達</p>	
	<p>3 気象警報等の伝達系統</p>	<p>3 気象警報等の伝達系統</p>	
74	<p>(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統 図中 <u>NTTマーケティングアクト大阪104センター</u></p> <p>(注) 2 気象庁本庁から<u>NTTマーケティング大阪104センター</u>には、<u>情報</u>についてのみ伝達を行う。</p> <p>(追加)</p>	<p>(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等 図中 <u>西日本電信電話(株)※</u></p> <p>(注) 2 気象庁本庁から<u>西日本電信電話(株) (NTTマーケティングアクト福岡104センター)</u>には、<u>特別警報及び警報</u>についてのみ伝達を行う。 <u>※西日本電信電話(株)は、当該業務をNTTマーケティングアクト福岡104センターで行っている。</u></p>	
75	<p>(2) 洪水予報の伝達系統 ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報（木曾川・庄内川） 図中 <u>NTTマーケティングアクト大阪104センター</u></p> <p>(追加)</p>	<p>(2) 洪水予報 ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報（木曾川・庄内川） 図中 <u>西日本電信電話(株)※</u> <u>※西日本電信電話(株)は、当該業務をNTTマーケティングアクト福岡104センターで行っている。</u></p>	
76	<p>イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 図中 <u>NTTマーケティングアクト大阪104センター</u></p> <p>(追加)</p>	<p>イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 図中 <u>西日本電信電話(株)※</u> <u>※西日本電信電話(株)は、当該業務をNTTマーケティングアクト福岡104センターで行っている。</u></p>	
77	<p>(3) 水防警報の伝達系統</p> <p>(4) 水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）、<u>はん</u>濫危険水位、<u>はん</u>濫発生） 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）、<u>はん</u>濫危険水位、<u>はん</u>濫発生）は、次のとおりである。</p>	<p>(3) 水防警報</p> <p>(4) 水位周知河川<u>の水位情報</u>（避難判断水位（特別警戒水位）、<u>氾濫</u>危険水位、<u>氾濫</u>発生） 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）、<u>氾濫</u>危険水位、<u>氾濫</u>発生）は、次のとおりである。</p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
78	(5) 火災気象通報の伝達系統	(5) 火災気象通報	
79	(6) 火災警報の伝達系統	(6) 火災警報	
79	5 気象予報警報等の種類と発表基準 (1) 気象・水象に関する予報警報 平成26年10月9日現在 土壌雨量指数基準 111 表中 (注意報) 暴風 表中 (注意報) 暴風雪 表中 (注意報) 早霜	5 気象予報警報等の種類と発表基準 (1) 気象・水象に関する予報警報 平成27年3月26日現在 土壌雨量指数基準 116 表中 (注意報) 強風 表中 (注意報) 風雪 (削除)	
80	(2) 木曾川・庄内川洪水予報 図中 はん濫注意情報 基準地点の水位がはん濫注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに上昇すると見込まれるときに発表する。 図中 はん濫警戒情報 基準地点の水位がはん濫危険水位程度又ははん濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。 図中 はん濫危険情報 はん濫危険水位に到達したときに発表する。 図中 はん濫発生情報 (3) 新川・日光川洪水予報 図中 はん濫注意情報 基準地点の水位がはん濫注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに上昇すると見込まれるときに発表する。 図中 はん濫警戒情報 基準地点の水位がはん濫危険水位程度又ははん濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。 図中 はん濫危険情報 はん濫危険水位に到達したときに発表する。 図中 はん濫発生情報	(2) 木曾川・庄内川洪水予報 図中 氾濫注意情報 基準地点の水位が氾濫注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに上昇すると見込まれるときに発表する。 図中 氾濫警戒情報 基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。 図中 氾濫危険情報 氾濫危険水位に到達したときに発表する。 図中 氾濫発生情報 (3) 新川・日光川洪水予報 図中 氾濫注意情報 基準地点の水位が氾濫注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに上昇すると見込まれるときに発表する。 図中 氾濫警戒情報 基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。 図中 氾濫危険情報 氾濫危険水位に到達したときに発表する。 図中 氾濫発生情報	
81	(5) 水防警報 (知事が水防警報を行う河川) 図中 はん濫注意水位 (警戒水位) を超過し、水防資材の整	(5) 水防警報 (知事が水防警報を行う河川) 図中 氾濫注意水位 (警戒水位) を超過し、水防資材の整備	

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
83	備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出勤を通知するもの	点検、水門等の開閉準備、幹部員の出勤を通知するもの	
85	第 3 被害情報	第 3 被害情報	
97	2 県等への被害状況の報告	2 県等への被害状況の報告	
97	(1) 市の措置	(1) 市の措置	
89	イ 県への連絡先	イ 県への連絡先	
93	<u>(別添のとおり)</u>	<u>(別添のとおり)</u>	
89	第 4 節 災害広報計画	第 4 節 災害広報計画	県計画との整合
93	第 4 報道機関への協力	第 4 報道機関への発表	県計画との整合
	市は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。	市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。	
		特に避難情報等については、災害情報共有システム (Lアラート) を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。	

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
94	<p>る。</p> <p>2 避難の種類及び勧告・指示等の基準 (2) 避難勧告・指示等の基準 図中 ◆市内河川の水位がはん濫注意水位に達し、かつ、以降 1 時間の予想降雨量が50mmを超える場合 図中 ◆市内河川の水位がはん濫危険水位に達したとき</p> <p>3 避難勧告・指示等の時期 避難の勧告・指示等は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食糧品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。</p>	<p>2 避難の種類及び勧告・指示等の基準 (2) 避難勧告・指示等の基準 図中 ◆市内河川の水位が氾濫注意水位に達し、かつ、以降 1 時間の予想降雨量が50mmを超える場合 図中 ◆市内河川の水位が氾濫危険水位に達したとき</p> <p>3 避難勧告・指示等の時期 避難の勧告・指示等は、<u>空振りをおそれず</u>、危険が切迫する前に十分な余裕を持って早めに出すものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食糧品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。</p>	
95	<p>4 避難の勧告・指示等の周知徹底 (2) 周知方法 関係住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、その地域の区長等の協力を求めるとともに、市ホームページ、広報車、サイレン、<u>防災行政無線</u>、警鐘、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、自主防災会等を利用して、速やかに周知徹底を図るものとする。</p> <p>(4) 避難上の注意事項 ③ 避難の際は、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどは<u>できるだけ避け</u>、どうしてもその場所を通らなければならないときには十分注意して通行する。</p>	<p>4 避難の勧告・指示等の周知徹底 (2) 周知方法 関係住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、その地域の区長等の協力を求めるとともに、市ホームページ、広報車、サイレン、警鐘、コミュニティFM、ケーブルテレビ、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、自主防災会等を利用して、速やかに周知徹底を図るものとする。</p> <p>(4) 避難上の注意事項 ③ 避難の際は、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどは<u>できる限り避け</u>、どうしてもその場所を通らなければならないときには十分注意して通行する。</p>	
96	<p>第3 避難誘導及び移送 2 避難の誘導 避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、県警察及び市が各地区の消防団、区長等と協力して誘導を行う。誘導に当たっては、<u>できるだけ自主防災組織・自治会・町内会</u>ごとの集団避難を行う。 (略)</p>	<p>第3 避難誘導及び移送 2 避難の誘導 避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、県警察及び市が各地区の消防団、区長等と協力して誘導を行う。誘導に当たっては、<u>できる限り自主防災組織・自治会・町内会</u>ごとの集団避難を行う。 (略)</p>	
96	<p>第4 避難所の開設・運営 市は、災害のため、<u>現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合</u>で、避難しなければならない住民を一時的に収容し保護するため避難</p>	<p>第4 避難所の開設・運営 市は、災害のため<u>避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を開設する。避難所を</u></p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
97	<p>所を開設する。避難所を開設するに当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等に配慮して<u>収容保護するものとする。</u> (略)</p> <p>3 避難所の運営 (追加)</p> <p>(1) <u>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(2) <u>避難所ごとに収容された人数の把握に努め、収容能力からみて支障があるときは、速やかに適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(3) <u>避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(4) <u>避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮すること。</u></p> <p>(5) <u>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</u></p> <p>(6) <u>常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。</u> (追加)</p>	<p>開設するに当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等に配慮して<u>安全確保に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>3 避難所の運営 <u>(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営</u> 市が作成した「<u>あま市避難所運営マニュアル</u>」に基づき、<u>避難所の円滑な運営を図る。</u></p> <p><u>(2) 避難者の把握</u> 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、<u>避難所ごとに避難している人員の把握に努めるとともに、安全確保の面からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。</u> (削除)</p> <p>(3) <u>避難所が危険になった場合の対応</u> 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) <u>避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮</u> 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。</p> <p>(5) <u>避難所運営における女性の参画等</u> 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) <u>避難者への情報提供</u> 常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を<u>避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。</u> <u>特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難</u></p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>(7) 避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。 なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。</p> <p>(8) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。</p> <p>(9) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、<u>健常者</u>であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった<u>在宅避難者</u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(10) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>(11) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p><u>(12)</u> 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所に</p>	<p><u>所にも提供するように努める。</u> <u>また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「あま市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮するものとする。</u></p> <p>(7) <u>要配慮者への支援</u> 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。なお、必要に応じて福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うものとする。</p> <p>(8) <u>物資の配給等避難者への生活支援</u> 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者の生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとる。 <u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「あま市避難所運営マニュアル」を参考に配慮するものとする。</u></p> <p>(9) <u>避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</u> 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった<u>被災者</u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。</p> <p>(10) <u>避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</u> 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努める。</p> <p>(11) <u>ペットの取扱い</u> 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p> <p>(削除)</p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
100	<p>も提供するように努めること。</p> <p>(13) 事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「市避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。</p> <p>(14) 災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>6 災害救助法による実施基準</p> <p>(3) 避難所開設の費用 (略)避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。</p> <p>第6 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援 エ <u>避難場所以降の避難行動要支援者への対応</u></p> <p>(7) <u>外国人への情報の提供と収集</u> <u>市国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>第7 帰宅困難者対策</p> <p>1 市における措置</p>	<p>(削除)</p> <p>(12) <u>公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</u> 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>6 災害救助法による実施基準</p> <p>(3) 避難所開設の費用 (略)避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを<u>受け入れる</u>避難所をいう。</p> <p>第6 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援 エ <u>避難後における避難行動要支援者への対応</u></p> <p>(7) <u>外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</u> <u>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</u></p> <p>ア <u>市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</u> イ <u>県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u> ウ <u>愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報の活用</u> エ <u>通訳ボランティア等の避難所等への派遣(ボランティアセンターを通じて依頼)</u></p> <p>第7 帰宅困難者対策</p> <p>1 市における措置</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>(1) 市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、<u>一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>(3) 市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、<u>事業所の責務等</u>、必要な広報に努める。</p> <p>(4) 市は、帰宅途中で救援が必要になった人、<u>避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策</u>を図る。</p> <p>2 <u>事業所等</u>における措置 <u>事業所や学校などの組織があるところ</u>は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p>	<p>(1) <u>「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等</u> 市は公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、<u>一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。</u></p> <p>(2) <u>災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供</u> 市は、<u>安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。</u></p> <p>(3) <u>その他帰宅困難者への広報</u> 市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、<u>事業者の責務等</u>、必要な広報に努める。</p> <p>(4) <u>帰宅途中で救援が必要となった人等の対策</u> 市は、<u>帰宅途中で救援が必要となった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策</u>を図る。</p> <p>2 <u>事業者や学校等</u>における措置 <u>事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p>
102	<p>第7節 救出計画 第1 方針 災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に<u>収容し</u>、要救助者の保護を図る。</p>	<p>第7節 救出計画 第1 方針 災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に<u>搬送し</u>、要救助者の保護を図る。</p>	<p>県計画との整合</p>
104	<p>第8節 食品供給計画 第3 炊出しその他による食品の給与 4 米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、<u>県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」</u>により調達を図る。</p>	<p>第8節 食品供給計画 第3 炊出しその他による食品の給与 4 米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、<u>県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」</u>により調達を図る。</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>なお、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（生産局）に要請を行うことができる。ただし、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>5 炊出し用として米穀（精米）を確保する手続図（災害救助法適用時）</p>	<p>なお、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（生産局）に要請を行うことができる。ただし、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>5 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。</p> <p>6 炊出し用として米穀（精米）を確保する手続図（災害救助法適用時）</p>	
106	<p>第 9 節 飲料水供給計画</p> <p>第 2 実施責任者</p> <p>市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）を実施責任者とし、飲料水の供給は、<u>建設産業部給水班</u>が実施する。</p>	<p>第 9 節 飲料水供給計画</p> <p>第 2 実施責任者</p> <p>市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）を実施責任者とし、飲料水の供給は、<u>上下水道部給水班</u>が実施する。</p>	組織変更
107	<p>第 3 応急給水の実施</p> <p>図中 <u>七宝浄水配水場</u> <u>美和浄水配水場</u> あま市甚目寺五位田126番地 1（<u>名鉄甚目寺駅前</u>）</p>	<p>第 3 応急給水の実施</p> <p>図中 <u>川部上水道配水場</u> <u>木田上水道配水管理センター</u> あま市甚目寺五位田125番地 1（<u>じもくじ夢広場</u>）</p>	表記の整理
110	<p>第 1 1 節 医療及び助産計画</p> <p>第 3 医療・助産の救護活動の実施</p> <p>1 救護活動</p> <p>医療及び助産は、市内医療機関、一般社団法人海部医師会又は海部歯科医師会、<u>地区薬剤師会</u>の協力を得て実施する。災害救助法が適用された場合は、市民病院、日本赤十字社愛知県支部、県医師会で編成される医療救護班により行われる。</p> <p>2 医療救護所の設置</p> <p>応急医療は、原則として市内医療機関で行うものとするが、適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、<u>避難所</u>、<u>小・中学校等公共機関</u>、また状況により災害現場に医療救護所を設置して応急医療を行う。</p>	<p>第 1 1 節 医療及び助産計画</p> <p>第 3 医療・助産の救護活動の実施</p> <p>1 救護活動</p> <p>医療及び助産は、市内医療機関、一般社団法人海部医師会、海部歯科医師会、<u>一般社団法人津島市医師会</u>、<u>津島市歯科医師会</u>及び<u>一般社団法人津島海部薬剤師会</u>の協力を得て実施する。災害救助法が適用された場合は、市民病院、日本赤十字社愛知県支部、県医師会で編成される医療救護班により行われる。</p> <p>2 医療救護所の設置</p> <p>応急医療は、原則として市内医療機関で行うものとするが、適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、<u>保健センター</u>、また状況により災害現場に医療救護所を設置して応急医療を行う。</p>	表記の整理
113	<p>第 1 2 節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者を速や</p>	<p>第 1 2 節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者を速や</p>	県計画との整合

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>かに搜索、収容し、所要の処理をした後、埋火葬する。 (追加)</p> <p>第3 遺体の捜索・収容</p> <p>市は、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から判断して既に死亡していると推定される者について、津島警察署と県警察との緊密な連絡をとりながら、遺体の捜索を実施する。遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視(見分)を得たのち、速やかに収容する。</p> <p>検視(見分)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にしたうえで収容する。</p> <p>第4 遺体の処理 (追加)</p> <p>1 津島警察署は、収容した遺体について検視(見分)を実施する。</p> <p>2 市は、遺体について医師に依頼して死因その他の医学的検査を実施する。</p> <p>3 市は、検視(見分)及び医学的検査を終了した遺体について、概ね次により処理する。</p> <p>(2) 遺体の検視(見分)及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視(見分)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。</p> <p>(3) 遺体の洗浄等 検視(見分)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う</p> <p>(追加)</p>	<p>かに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋火葬する。 <u>遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。</u></p> <p>第3 遺体の捜索・収容</p> <p>市は、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から判断して既に死亡していると推定される者について、津島警察署と県警察との緊密な連絡をとりながら、遺体の捜索を実施する。遺体を発見したときは、警察官の検視(調査)を得たのち、速やかに収容する。</p> <p>現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にしたうえで収容する。</p> <p>第4 遺体の処理</p> <p>1 市における措置 (削除)</p> <p>(2) 遺体の検視(調査)及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視(調査)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。</p> <p>(3) 遺体の洗浄等 検視(調査)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>2 津島警察署における措置</p> <p>(1) 遺体発見現場で遺体の検視(調査)を実施する。なお、現場での検視(調査)が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視(調査)を行う。</p> <p>(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要</p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
116	<p>第 1 3 節 防疫・保健衛生計画 第 7 応援要請</p> <p>市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。</p> <p><u>なお、県の実施する臨時予防接種については、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を行う。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>請する。</u></p> <p>第 1 3 節 防疫・保健衛生計画 第 7 応援要請</p> <p>1 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。</p> <p>2 市は、<u>県の実施する臨時予防接種については、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を行う。</u></p> <p>3 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、<u>県に対してDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
117	<p>第 1 4 節 廃棄物処理計画 第 3 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p><u>災対法に基づく「環境省防災業務計画」により、市は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。</u></p>	<p>第 1 4 節 廃棄物処理計画 第 3 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p><u>市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
120	<p>第 1 6 節 応急住宅計画 第 1 方針</p> <p>災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合には、被災者を収容するために<u>住宅を仮設し、また住宅のき損等について自力で応急修理ができない者に対しては、日常生活の可能な程度の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>なお、応急仮設住宅や公営賃貸住宅等への入居対象者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。</u></p> <p>第 4 応急仮設住宅の建設</p>	<p>第 1 6 節 応急住宅計画 第 1 方針</p> <p>災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合には、被災者を収容するために<u>応急仮設住宅を設置し、また住宅の毀損等について自力で応急修理ができない者に対しては、日常生活の可能な程度の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。</u></p> <p><u>応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。</u></p> <p><u>なお、応急仮設住宅や公共賃貸住宅等への入居対象者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。</u></p> <p>第 4 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>1 建設場所の選定</p> <p>(1) 建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議し、正式な賃貸借契約書を取りかわすものとする。</p> <p>(2) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。</p> <p>(3) 市は、前記の条件を具備する用地をあらかじめ確保するため、市有地や企業等の民有地を選定しておく。</p> <p>2 応急仮設住宅の建設方法</p> <p>応急仮設住宅の建設に当たっては、建築業者、土木業者等に協力を要請する。</p> <p>また、資機材、材木等の調達については、建設用資機材取扱業者及び住宅用木材調達取扱業者等に協力を要請する。</p> <p>3 入居者の選定</p> <p>(1) 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助として市に委託し、市が行うものとする。なお、収容にあたっては要配慮者に十分配慮する。入居者の選定に当たっては十分に調査し、必要によっては民生委員等の意見を聞き、入居必要度の高い者から順次入居させるようにし、抽選等により入居者を決定してはならない。</p> <p>選定の結果、適格となった者については、申請者にその旨を通知する。不適格となった者に対しては、直ちに理由を付して、その旨を申請者に通知する。なお、入居必要度の高い者を例示すれば、次のとおりである。</p> <p>ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者並びに要保護者</p> <p>イ 特定の資産のない失業者</p> <p>ウ 特定の資産のない寡婦及び母子世帯</p> <p>エ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者</p> <p>オ 特定の資産のない勤労者</p> <p>カ 特定の資産のない小企業者</p>	<p>1 応援協力の要請</p> <p>市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。</p> <p>2 建設用地の確保</p> <p>(1) 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し報告する。</p> <p>なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p>3 被災者の入居及び管理運営</p> <p>市は、応急仮設住宅の入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。</p> <p>(1) 入居対象者</p> <p>災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。</p> <p>イ 居住する住家がない者であること。</p> <p>ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。</p> <p>(2) 入居者の選定</p> <p>応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。</p> <p>なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。</p> <p>(3) 管理運営</p> <p>ア 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として、市がこれを行う。</p> <p>イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための</p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
121	<p>キ 前各号に準ずる経済的弱者</p> <p><u>(2) 応急仮設住宅の供与に当たっては、入居者との間で、応急仮設住宅賃貸借契約を結ぶものとする。</u></p> <p>4 住宅のあっせん (略)</p> <p>5 管理運営及び処分</p> <p><u>(1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建物であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</u></p> <p><u>(2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。</u></p> <p>第5 被災住宅の応急修理</p> <p>1 被災住宅の応急修理 (追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</u></p> <p><u>(4) 供与の期間</u></p> <p><u>入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。</u></p> <p>第5 被災住宅の応急修理</p> <p>1 被災住宅の応急修理</p> <p><u>市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。</u></p> <p>4 修理の期間</p> <p><u>災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
122	<p>第7 公共賃貸住宅への一時入居計画</p> <p>市は、災害により自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして県、<u>地方住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構</u>がそれぞれ管理している公共賃貸住宅の空家の提供を依頼し、暫定的な住生活の安定に努める。</p> <p>(追加)</p>	<p>第7 公共賃貸住宅への一時入居計画</p> <p>市は、災害により自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして県及び地方住宅供給公社がそれぞれ管理している公共賃貸住宅の空家の提供を依頼し、暫定的な住生活の安定に努める。</p> <p><u>また、独立行政法人都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。</u></p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
	<p>1 提供する住宅の選定・確保 提供する住宅の選定に当たっては、地域の被災状況を<u>できるだけ</u>考慮し、利用可能な空家を確保する。</p> <p>第 8 災害救助法による実施基準</p> <p>1 応急仮設住宅の建設</p> <p>(2) 建物の規模及び費用 <u>一戸当たりの規模は29.7平方メートルを標準とし、費用は災害救助法施行細則別表第1に定める額以内とする。</u></p> <p>(4) 供与の期間 <u>入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。</u></p>	<p>1 提供する住宅の選定・確保 提供する住宅の選定に当たっては、地域の被災状況を<u>できる限り</u>考慮し、利用可能な空家を確保する。</p> <p>第 8 災害救助法による実施基準</p> <p>1 応急仮設住宅の建設</p> <p>(2) 建物の規模及び費用 <u>(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則(昭和 40 年愛知県規則第 60 号)に定める基準とする。</u> <u>ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。</u> <u>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。</u></p> <p>(削除)</p>	
124	<p>第 17 節 文教災害対策計画</p>	<p>第 17 節 文教災害対策計画</p>	表現の統一
125	<p>第 8 教科書・学用品等の給与</p> <p>市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した<u>児童及び生徒</u>に対して、教科書・学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。</p> <p>第 9 児童生徒等に対する支援</p> <p>3 転出、転入の手続</p> <p>市教育委員会は、被災した<u>生徒等</u>の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。</p> <p>(略)</p>	<p>第 8 教科書・学用品等の給与</p> <p>市は、災害により教科書・学用品等を喪失又は毀損し、就学上支障を来した<u>児童生徒等</u>に対して、教科書・学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。</p> <p>第 9 児童生徒等に対する支援</p> <p>3 転出、転入の手続</p> <p>市教育委員会は、被災した<u>児童生徒等</u>の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。</p> <p>(略)</p>	
128	<p>第 19 節 道路交通対策計画</p> <p>第 1 交通対策</p>	<p>第 19 節 道路交通対策計画</p> <p>第 1 交通対策</p>	県計画との整合

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
129	<p>2 実施内容</p> <p>(3) 路上放置車両等に対する措置</p> <p>ア 運転者の措置</p> <p>(イ) 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p>(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。</p> <p>イ 警察官の措置</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>エ その他</p>	<p>2 実施内容</p> <p>(3) 路上放置車両等に対する措置</p> <p>ア 運転者の措置</p> <p>(イ) 速やかな移動が困難なときは、車をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p>(ウ) 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その指示や命令に従って車両を移動等する。</p> <p>イ 警察官の措置</p> <p>(オ) <u>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</u></p> <p>エ 道路管理者の措置</p> <p><u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p>	
130	<p>第2 道路災害対策</p> <p>2 実施内容</p> <p>(5) 負傷者が発生した場合、市内医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。</p>	<p>第2 道路災害対策</p> <p>2 実施内容</p> <p>(5) 負傷者が発生した場合、市内医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。</p>	
131	<p>第20節 輸送計画</p>	<p>第20節 輸送計画</p>	<p>表記の整理</p>
133	<p>第7 緊急通行車両の事前届出及び確認</p> <p>3 緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付</p> <p>(1) 前項において緊急通行車両であると認定されたものには緊急通行車両確認証明書及び次の標章が交付される。</p>	<p>第7 緊急通行車両の事前届出及び確認</p> <p>3 緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付</p> <p>(1) 前項において緊急通行車両であると確認されたものには緊急通行車両確認証明書及び次の標章が交付される。</p>	
135	<p>第21節 電力・ガス・水道の供給計画</p>	<p>第21節 電力・ガス・水道の供給計画</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
146	<p>第 3 電力</p> <p>4 応援協力関係 (追加)</p> <p>第 2 6 節 航空機事故による災害対策計画</p> <p>第 3 情報の伝達系統</p> <p>1 民間航空機の場合 図中 愛知県地域振興部</p> <p>2 自衛隊機の場合 図中 愛知県地域振興部</p>	<p>第 3 電力</p> <p>4 応援協力関係 <u>(4) 路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。</u></p> <p>第 2 6 節 航空機事故による災害対策計画</p> <p>第 3 情報の伝達系統</p> <p>1 民間航空機の場合 図中 県振興部</p> <p>2 自衛隊機の場合 図中 県振興部</p>	<p>県計画との整合</p>
147	<p>第 4 実施内容</p> <p>1 市及び海部東部消防組合の措置 (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。</p>	<p>第 4 実施内容</p> <p>1 市及び海部東部消防組合の措置 (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、<u>避難所</u>及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。</p>	<p>表記の整理</p>
149	<p>第 2 7 節 鉄道災害対策計画</p> <p>第 4 実施内容</p> <p>1 市及び海部東部消防組合の措置 (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。</p>	<p>第 2 7 節 鉄道災害対策計画</p> <p>第 4 実施内容</p> <p>1 市及び海部東部消防組合の措置 (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、<u>避難所</u>及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。</p>	<p>表記の整理</p>
155	<p>第 2 8 節 放射性物質及び原子力災害応急対策計画</p> <p>第 3 実施内容</p> <p>1 放射性物質災害発生時の応急対策 (2) 情報の収集・伝達系統図 表中 方面本部 (東三河総局・県民事務所等)</p>	<p>第 2 8 節 放射性物質及び原子力災害応急対策計画</p> <p>第 3 実施内容</p> <p>1 放射性物質災害発生時の応急対策 (2) 情報の収集・伝達系統図 表中 方面本部 (海部県民センター)</p>	<p>表記の整理</p>
156	<p>2 特定事象発生時の応急対策 (2) 情報の収集・伝達系統図 表中 方面本部 (東三河総局・県民事務所等)</p>	<p>2 特定事象発生時の応急対策 (2) 情報の収集・伝達系統図 表中 方面本部 (海部県民センター)</p>	
157	<p>第 3 1 節 大規模な火事災害対策計画</p>	<p>第 3 1 節 大規模な火事災害対策計画</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由
161	<p>第 2 実施内容</p> <p>(7) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。</p>	<p>第 2 実施内容</p> <p>(7) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。</p>	
165	<p>第 3 3 節 義援金品募集・受付・配分計画</p> <p>第 3 義援金品の募集、受付</p> <p>2 市は、義援金品の受付窓口を開設し、寄託された義援金は企画財政部財政班、会計班が、また義援物資は総務部総務班が受け付け、これを保管する。</p>	<p>第 3 3 節 義援金品募集・受付・配分計画</p> <p>第 3 義援金品の募集、受付</p> <p>2 市は、義援金品の受付窓口を開設し、寄託された義援金品は企画財政部財務班、会計班が、また義援物資は企画財政部財務班が受け付け、これを保管する。</p>	市の組織改編
166	<p>第 3 5 節 自衛隊災害派遣要請計画</p>	<p>第 3 5 節 自衛隊災害派遣要請計画</p>	表記の整理
169	<p>第 5 災害派遣要請等手続</p> <p>1 災害派遣依頼</p> <p>(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部海部支部(海部県民センター長)へも連絡すること。</p>	<p>第 5 災害派遣要請等手続</p> <p>1 災害派遣依頼</p> <p>(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できる限り速やかに、尾張方面本部海部支部(海部県民センター長)へも連絡すること。</p>	
168	<p>2 依頼先</p>	<p>2 依頼先</p>	
177	<p>(2) 愛知県</p> <p>(別添のとおり)</p>	<p>(2) 愛知県</p> <p>(別添のとおり)</p>	
180	<p>第 4 章 災害復旧計画</p>	<p>第 4 章 災害復旧計画</p>	
181	<p>第 3 節 民生安定のための緊急措置</p>	<p>第 3 節 民生安定のための緊急措置</p>	県計画との整合
182	<p>第 1 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>4 更生資金</p>	<p>第 1 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>4 更生資金</p>	
181	<p>(2) 被災者生活再建支援金</p> <p>実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。</p>	<p>(2) 被災者生活再建支援金</p> <p>実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県会館)が都道府県により拠出された基金を活用して行う。</p>	
182	<p>第 2 住宅等対策</p> <p>1 応急仮設住宅の建設</p> <p>家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を</p>	<p>第 2 住宅等対策</p> <p>(削除)</p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改 正 案	改正理由
	<p><u>建設し、暫定的な居住の安定を図る。</u></p> <p><u>2</u> 災害公営住宅の建設 自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p><u>3</u> 被災住宅等の復旧相談 被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</p>	<p><u>1</u> 災害公営住宅の建設 <u>市は、</u>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p><u>2</u> 被災住宅等の復旧相談 <u>市は、</u>被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</p>	

風水害等災害対策計画編

第3章 災害応急対策計画

第3節 情報の収集・伝達計画

第3 被害情報

(旧)

イ 県への連絡先

	平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	
		本庁舎2階防災局内			本庁舎6階災害情報センター	
勤務時間内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2549 (火災) 内線 2548 (危険物) 内線 2523 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)		052-971-7104 (広報部 広報班) 052-971-7105 (総括部 総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302、5308 (総括部総括班) 内線 5303~5304 (総括部復旧班) 内線 5325~5326 (総括部渉外班) 内線 5309~5311 (広報部広報班) 内線 5322~5323 (情報部整理班) 内線 5318~5321 (情報部局班) 内線 5312~5314 (情報部方面班) 内線 5315~5317 (情報部公共機関班) 内線 5327~5328 (運用部庶務班) 内線 5329~5330 (運用部運用班) 内線 5331 (運用部財務会計班)		
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-961-3622 (6階災害対策通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))		052-971-7106		
	防災行政無線	600-1128 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)		600-1360、1367 (総括部統括班) 600-1361 (総括部復旧班) 600-1362 (総括部渉外班) 600-1363 (広報部広報班) 600-1366 (情報部局班) 600-1364 (情報部方面班) 600-1365 (情報部公共機関班) 600-1369 (県警・自衛隊)		
	防災行政無線 (FAX)	600-1510		600-1514		
勤務時間外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)		上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)		同上		
	防災行政無線	600-5250~5253 (宿日直室)		同上		
	防災行政無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)		同上		
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp		aichi-saitaihonbu2@lion.ocn.ne.jp			

ウ 消防庁への連絡先

通常時 (平日 (祝日、年末・年始除く) 9:00~17:00 (消防庁震災等応急室))	
(NTT回線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527	9-048-500-9043422
03-5253-7537 (FAX)	9-048-500-9049033 (FAX)
夜間・休日時 (消防庁宿直室)	
(NTT回線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777	9-048-500-9049102
03-5253-7553 (FAX)	9-048-500-9049036 (FAX)

(新)

イ 県への連絡先

	平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	
		本庁舎2階防災局内			自治センター6階災害情報センター	
勤務時間内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2549 (火災) 内線 2548 (危険物) 内線 2523 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)		052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5306~5307 (総括部渉外班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部整理班) 内線 5313~5316 (情報部局班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5320~5322 (情報部公共機関班) 内線 5328 (情報部調査班) 内線 5323~5324 (運用部庶務班) 内線 5325~5327 (運用部運用班) 内線 5328 (運用部財務会計班)		
	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))		052-971-7103		
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)		600-1360~1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班)		
	防災行政無線 (FAX)	600-1510		600-1514		
勤務時間外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)		上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTT FAX	052-954-6995 (宿日直室)		同上		
	防災行政無線	600-5250~5253 (宿日直室)		同上		
	防災行政無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)		同上		
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					
防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワーク「防災webメール」参照)					

ウ 消防庁への連絡先

通常時 (平日 (祝日、年末・年始除く) 9:00~17:00 (消防庁防災課応急対策室))		
(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527	92-90-43422	9-048-500-90-43422
03-5253-7537 (FAX)	92-9049033 (FAX)	9-048-500-90-49033 (FAX)
夜間・休日時 (消防庁宿直室)		
(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777	92-90-49102	9-048-500-90-49102
03-5253-7553 (FAX)	92-90-49036 (FAX)	9-048-500-90-49036 (FAX)

風水害等災害対策計画編

第3章 災害応急対策計画

第35節 自衛隊災害派遣要請計画

第5 災害派遣要請等手続

(旧)

(2) 愛知県

		平常時	第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	
		本庁舎2階防災局内		本庁舎6階災害情報センター		
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2549 (火災) 内線 2548 (危険物) 内線 2523 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救助・救急) 052-954-6144 (火災、危険物)		052-971-7104 (情報部 情報班) 052-971-7105 (総括部 総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5325~5326 (総括部渉外班) 内線 5309~5311 (広報部広報班) 内線 5322~5323 (情報部整理班) 内線 5318~5321 (情報部局班) 内線 5312~5314 (情報部方面班) 内線 5315~5317 (情報部公共機関班) 内線 5324 (情報部調査班) 内線 5327~5328 (運用部庶務班) 内線 5329~5330 (運用部運用班) 内線 5331 (運用部財務会計班)		
	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内) 052-961-3622 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))		052-971-7103 052-971-7106		
	防災行政無線	600-1128 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)		600-1360~1361 (総務部総括班) 600-1362 (総務部渉外班) 600-1363 (広報部広報班) 600-1366 (情報部局班) 600-1364 (情報部方面班) 600-1365 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1369 (県警・自衛隊)		
	防災行政無線 (FAX)	600-1510		600-1514、1515		
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)		上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTT FAX	052-964-6995 (宿日直室)		同上		
	防災行政無線	600-5250~5253 (宿日直室)		同上		
	防災行政無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)		同上		
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp		aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp			

(新)

(2) 愛知県

		平常時	第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	
		本庁舎2階防災局内		自治センター6階災害情報センター		
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2549 (火災) 内線 2548 (危険物) 内線 2523 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救助・救急) 052-954-6144 (火災、危険物)		052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5306~5307 (総括部渉外班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部整理班) 内線 5313~5316 (情報部局班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5320~5322 (情報部公共機関班) 内線 5328 (情報部調査班) 内線 5323~5324 (運用部庶務班) 内線 5325~5327 (運用部運用班) 内線 5328 (運用部財務会計班)		
	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))		052-971-7106 052-971-7103		
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)		600-1360~1362 (総務部総括班) 600-1363 (総務部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班)		
	防災行政無線 (FAX)	600-1510		600-1515		
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)		上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTT FAX	052-954-6995 (宿日直室)		同上		
	防災行政無線	600-5250~5253 (宿日直室)		同上		
	防災行政無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)		同上		
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					
防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワーク「防災webメール」参照)					